

巨大企業「合理化」と地方財政

—釜石市財政の分析—

清水修 二

目次

はじめに

一、巨大企業と地方財政の分析の方法について

二、釜石市財政における危機の発現形態

三、新日鉄と釜石市財政

四、税財政制度と釜石市

はじめに

いわゆる企業城下町の財政問題は、ある意味では単純である。少くとも単純に扱われてきたきらいがある。だが地域経済の唯一の支柱が傾くという危機に見舞われた企業城下町が、現実に危機打開の方途を探るとなると、理論的には単純な財政問題がきわめて複雑かつ困難な政策課題となつてあらわれる。現実を単にへ解積する理論の無力が、そこで厳しく

問われることになる。本稿は、地域ぐるみスクラップ化の断崖の縁に立たされた岩手県釜石市の財政分析を課題としているが、単なる現状へ解釈Vの域を超える地方財政分析の方法を模索——文字どおりへ模索V——する意図をいささか籠めたものである。

高度な投資戦略にもとづいて全国的ないし国際的に投資の配分がなされる現代においては、一地域の「繁栄」が他の一地域の犠牲の上に築かれるというかたちで、へ産業の問題Vがへ地域の問題Vにドラスティックに発展・転化するといったことが起こる。かつて開発の重点とされた地域は、産業の発展そのものによって種々の社会的費用を被ったその上に、今度は当該産業の停滞さらには「合理化」の進行によって、再び一層深刻な地域問題をかかえることになる。地方自治体はそのような資本の動向にさしあたりは受動的に反応するが、やがて能動的対応を迫られる段階がくる。ところがその能動的な対応を支えるべき財政の基盤が、地域問題をひき起こした当の原因そのものによってすでに弱体化している。だから財政調整制度や国家的地域政策への依存の深まることは避けられない。へその地域に発生している地域問題に自治体財政が自律的対応力を失い、次第に財政自治権を喪失していく事態Vを財政危機と名づけるならば、まさに財政危機の深化していく事態はそこでは防ぎようもないのである。したがってここでのへ能動的対応Vは、危機を逆手にとった——危機認識をバネにした——対応以外のものではあり得ないだろう。

(本稿は福島大学地域開発研究会による釜石調査研究の中間報告の一部をなすものである。)

一、へ大企業と地方財政V分析の方法について

企業立地と地域社会の問題を研究した業績は少なくない。ここではそれら各業績のなかで地方財政に關説した部分を、つまみ食い的ではあるが摘記し整理したい。

(1) 日本文科学会『近代鉱工業と地域社会の展開』(一九五五年)①

日立製作所および日立鉱山のまち日立市(旧日立市と旧多賀町)を対象とした研究である。シャープ税制の成立により新たな独立財源(法人住民税および固定資産税)を得て、巨大な事業所を擁する日立市は一挙に富裕団体になったが、そのことよって同時に日立市財政は事業所の活動ときわめて密接な関係の下に入る。そこで「第一に事業所は、市財政とくにその収入にたいし、具体的にどのような地位にあるか、第二にそういう地位が日立市の『自治』行政にどういう影響を及ぼしているかが問われねばならない。そして第三に、以上の分析を通して、シャープ勧告にもとづく『地方自治』の強化が、大事業所を擁している地方公共団体にとってどのような意義をもつものであったかが問われなければならない。」研究は収入面について、①市税収入に占める各事業所の比重の大小いさ ②膨大な償却資産の評価において事業所の申告を嚙呑みにせざるを得ないこと ③大規模償却資産税の近隣町村への一部配分を、市と事業所が共同で食い止めた事実 ④少数事業所への依存ということから徴税費の節減と徴税率の高水準が生じること ⑤事業所からの寄付金の少いことは市税負担の大きさと表裏の関係にあること ⑥公営住宅の建設事業債を事業所が引受けていること、を明らかにしている。支出面では、①事業所立地による生活・教育水準の高さが行政の高度化を要請し庁費が高くなっていること、②事業所所在地への土木費の優先配分 ③公営住宅が社宅を代位し、家賃を会社が負担している事実 ④失業対策費が事業所のための労働力需給の機能を果たしていること ⑤事業所の医療施設の存在のため保健衛生費の少いこと、が指摘されている。かくて「市当局したいがいわば事業所の代行機関」に近づく、「公共的事務が私的資本の事務として遂行され」る一方で、「地方住民の間に自治意識が失われる」現象が示唆される。

(2) 日本文科学会『近代産業と地域社会』(一九五六年)②

岡山県美穀村(新見市に合併——小野田セメント阿哲工場)および常盤村(総社市に合併——大日本紡績常盤工場)が対象である。「地方財政といえは、赤字・窮乏の同義語におかれる現在、美穀村が九二パーセントの自主財源をもつことは、いかにも特殊の・例外的な存在である。だがわれわれの関心の第一は、この特殊の・例外的とみられるなかで、一般的・普遍的な法則がいかなるかたちで貫徹しているかを見きわめるところにある。」第二に、当面する地方財政の窮乏が、政府——自治庁見解のいわゆる『住民

自治意識の欠如」『制度の欠陥』占領制度の行過ぎ』にあるとせば、富裕村は、まずその物質的基盤において、その憂いなしとせねばならない。果して然りや否や。』第三の問題として、富裕村それ自体の存立基盤が大工場の所在にあるかぎり、大工場Ⅱ独占資本と地方自治体との関連を明らかにしなければならぬ。とくにこの点は、国家財政・財政政策の性格とともに全機構的に把握されねばならない。美穀村は周辺村に比べ財政規模が著しく大きく、最終予算額が当初予算を大きく上回る傾向をもっている。その収入においては①村民税は最も軽微な賦課方式（Op₁）によっており、しかも税率は一〇〇分の一〇（制限税率一〇〇分の二七）にすぎないが、この村民税じたいが大衆課税であること②法人税割も税率一〇〇分の六（同一〇〇分の七・五）であり、企業に無用の遠慮をしていること③「小野田セメントの工場が、一農村の固定資産評価委員に、正当な評価をさせた」と考えるのは、考える方がどうかしているといわねばならない」こと、かくて④「シャウプ勧告がいう『租税負担の公平』が内容とする大資本には大幅減税、低額所得層への逆進的重税という一般的效果を、『軽い』といわれる美穀村財政における村税収入の基盤に、われわれは確認せざるをえない」。経費については①駐在所新築費の大きいことは小野田セメント工場を中心とする治安体制の強化を意味していること②消防費のうち食糧費が著しく大きく、「日本一の消防団」が警察に類するものとして組織・育成されていること③災害復旧費が災害を再生産するものにすぎずむしろボスの農村支配体制を強化するものであること、が指摘される。さらに経費を(ア)村行政に参加している人たちが得る経費(イ)労働者貧農の収入となる経費(ウ)商人・業者の売上収入になる経費(エ)上級機関・外郭団体・各種団体への経費に分類し、経費が工場および地域保守層の地域支配を補強していると結論される。常盤村については工場誘致をめぐる、その必然性、資金調達、その財政効果を分析している。そして①誘致に伴う臨時費をまかなうために総社町との合併がなされたこと②工場側は誘致条件を吊り上げ税制面での優遇を獲得したこと③税収は思うように上からず住民の生活向上にはつながらなかったこと、が述べられている。「肝腎なことは、地方財政の危機を解決するものが、地方への工場誘致にあるのではなく、工場誘致に狂奔せざるをえないような地方税制度—地方財政計画「の改革」にこそある事態を銘記することである。」

(3) 東北大学文学部社会学研究室『産業都市の構造分析—釜石市を手がかりとして—』③

力のこもった研究であるが、財政はごく簡略に触れられているにすぎない。「経済過程」分析のうち「租税」の項において、①収

入における釜石製鉄所の比重の著大なこと ②それゆえ景気変動に市財政の大きく影響されることが指摘される。また「政治過程」分析のなかで、昭和三〇年の合併時の赤字の解消に製鉄所からの融資の貢献したことが述べられているが、財政分析は残念ながら「紙数の都合で割愛」された。

(4) 日本文科学会『技術革新の社会的影響』（一九六三年）④

トヨタ自動車工業と豊田市の分析である。市財政の規模は年々増大し多額の赤字を計上している。収入面では①シャープ税制の成立による自主財源比率の著増 ②市民税中トヨタ企業体の法人分が圧倒的な比重を占めていること ③また個人所得割でもトヨタの給与所得が過半であること ④トヨタの固定資産税は漸減しておりそこには評価にかかわる問題が存在するのであることが示される。支出においては①投資的経費の比重が県下最大であり、それもトヨタ自工の発展と軌を一にして普通建設事業が膨張した結果であること ②投資的経費の推移をみると「二五年以降のトヨタ企業体の担税能力の増大にともなうて、市自治体が工場地帯に対し優先的に財政支出をしたこと」が判明する。

(5) 東京都新財源構想研究会『都市財政改革の構想』（一九七三～一九七九）⑤

これまで見てきた業績とは趣きを異にするが、大企業と地方財政の分析として見てこれは画期的な研究だ。大量の統計資料を駆使して、本研究は①企業なかに大企業の営業活動によって東京都の行政需要が甚大なものとなっていること ②企業が大都市東京の集積利益を享受する一方で外部負経済をまき散らしていること ③にもかかわらず今日の租税制度のもとで大企業が特別措置による減免税の利益を十二分に貪っていること ④また今日の地方財政制度——とくに地方交付税制度——が、大都市の行政需要を正當に評価しうるシステムになっていないこと等が論証されている。付属資料のⅠ「大都市東京の企業活動と行政需要」およびⅡ「地方交付税の需要算定の実態と問題点」がとくに興味深い。

(6) 宮本憲一編『大都市とコンビナート・大阪』（一九七七年）⑥

堺・泉北臨海コンビナート造成が国・大阪府・堺市等にもたらした税財政効果を分析する。①コンビナート諸企業と地元企業との産業連関は薄く雇用効果も小さく、そこで創出された利潤の大半が域外に流出していること ②莫大な公共投資が産業基盤整備に注

入され、立地企業は地域独占利潤を得ていること ③大都市圏の有する「社会資本ストック」が十分に活用され投資の効率を高めていること ④立地企業からの府税収入は意外に少く、市税収入の増大も実は地方交付税算定のさい基準財政収入額に繰り入れられるため歳入の増大には部分的にしか貢献しないものであること ⑤開発投資と国税・地方税収入のバランス・シートは大幅なマイナスとなっていること ⑥他方でコンビナートによって様々な社会的費用が発生し、これに対処するための大きな財政負担を産んでいること ⑦固定資産（土地）の過小評価、特別償却、電気・ガス税の非課税、事業税の損金算入などが大企業の「不払費用利潤化」現象にほかならないこと ⑧分割法人の事業税・住民税の地域間配分が従業員数を基準にして行われるため、最新鋭の装置産業であるコンビナートの立地する地方自治体が不利を被っていること等が、具体的な数字をもって明らかにされた。

(7) 官本憲一編『公害都市の再生・水俣』（一九七七年）①

「水俣市財政に対するチツソの地域支配および自治体支配の反映」が検討される。①土木費の比率が低いのに対し民生費のそれが高く、経費は一見すると福祉型の構造をもっているが、民生費の八〇％は生活保護費、労働費の一〇〇％が失対事業費であり、経費構造そのものがまさに地域社会の貧困をあらわしていること ②チツソの営業基盤としての港湾整備に大きな財政資金が投入された（水俣病問題の表面化にもかかわらず）こと ③チツソのカーバイド萍が原因となった浚渫工事の分担金をチツソが支払わず、市が肩替わりした事例 ④市税収入に占めるチツソの比重は漸減しているが、これは「水俣工場のスクラップ化と他部門への設備投資」によるものであり、また固定資産の過小評価もその一因と思われること ⑤進出企業の陳情によって制定された工場誘致条例が（固定資産増設の場合の租税減額条項により）既存のチツソに一層の利益を与えたこと ⑥改訂された工場誘致条例がチツソの傍系会社に準准を合わせたものであり、「チツソの労働者に対する配置転換のための道がはき清められ」ることになったこと、が指摘されている。

(8) 田野崎昭夫編『産業組織体と地域社会構造との関連および変動の研究——岩手県釜石市を対象として——』（一九八〇年）⑧

一九五九年の釜石研究の追跡調査である。「経済過程」においては①釜石鉱山および釜石製鉄所の合理化が市税収入に及ぼす影響②租税を通ずる地域社会への製鉄所の奇与は縮小していること、が示される。「政治過程」の分析では①歳入面での製鉄所の比重の

漸減と地方債の増大 ②昭和四一年から四三年にかけての財政再建が「市行政の合理化と市民サービスの低下」によってなされた事実 ③昭和五〇年以降、積極財政による地域振興が図られているが、地方債の累積は財政危機を招来する危険のあること、が指摘される。「徐々にではあれ釜鉄の影響力が衰退しつつある現在、釜石市としては、地域経済ばかりでなく市財政もまた『脱釜鉄化』を追求するチャンスであるとはいえないだろうか」とあるのが結論である。

(9) 地域構造研究会『東海地域の経済社会構造に関する総合的研究』(一九八〇)⑨

トヨタ自工と豊田市の再研究だが、調査はまだ継続中であり、これは中間報告である。愛知県がこの地域の自動車産業に工場地・道路等の産業基盤を整備・供与したのに対し、豊田市が「資本の蓄積トヨタ自工を頂点とする自動車産業の急成長からもたらされる様々な諸矛盾と地域問題のいわば矛盾吸収機能を担わざるをえなくなった姿」が描かれる。豊田市は①財政規模が著しく膨張している一方できわめて高い財政力指数を誇っている ②普通建設事業費とりわけ単独事業としてのそれが際立って大きい ③地方税のウエイトが高いがこれはトヨタ自工への依存を示すとともに内部に不安定性をはらむものである。そこで「財政危機の本質を、住民生活の危機・貧困化の一形態であり、その財政的表現である」との視角からとらえたとき、このトヨタ自工依存の豊田市財政の『富裕』とは一体どのような内実をもったものであろうか。①「トヨタ自工自動車産業の労働力吸引と、そうした労働者のこの地域での生活の展開ライフサイクルに対応」して市の人口動態に質的な変化が生じた ②それが人口増の地域的拡大分散を伴い、都市施設の未整備な地域の市街地化を促して、都市問題Ⅱ財政需要増をもたらした ③これに対し市の行政投資は、その絶対額の大いさにもかかわらず、ごく基礎的な都市基盤整備にも立ちおくれを見せており ④また市財政ぜんたいが地域矛盾や住民要求の多様化に対応して総花的な性格を強めざるを得なくなっている。

(10) 館逸雄編『巨大企業の進出と住民生活——君津市における地域開発の展開——』(一九八一年)⑩

釜石のハスクラップVに対するハビルドVの面を体现する千葉県君津市を対象とした調査研究である。君津市は君津製鉄所の大規模償却資産税の獲得を目的に合併により形成された。今や豊田市に次いで高い財政力指数をもつ「富裕団体」である。だが①一事業所依存のハ城下町財政Vであり、「市税収入は自主財源であるが、一社依存のばあいはそれはむしろ依存財源といわなければなら

ないこと ②デラックスな庁舎建設等への投資的経費が、地方債や債務負担行為によってまかなわれる単独事業費であるという体質
③義務的経費が漸増しており「市財政の窮迫化・硬直化」の進行していることが指摘され、市財政は「厳しい財政危機に直面している」といってよい」と言われている。

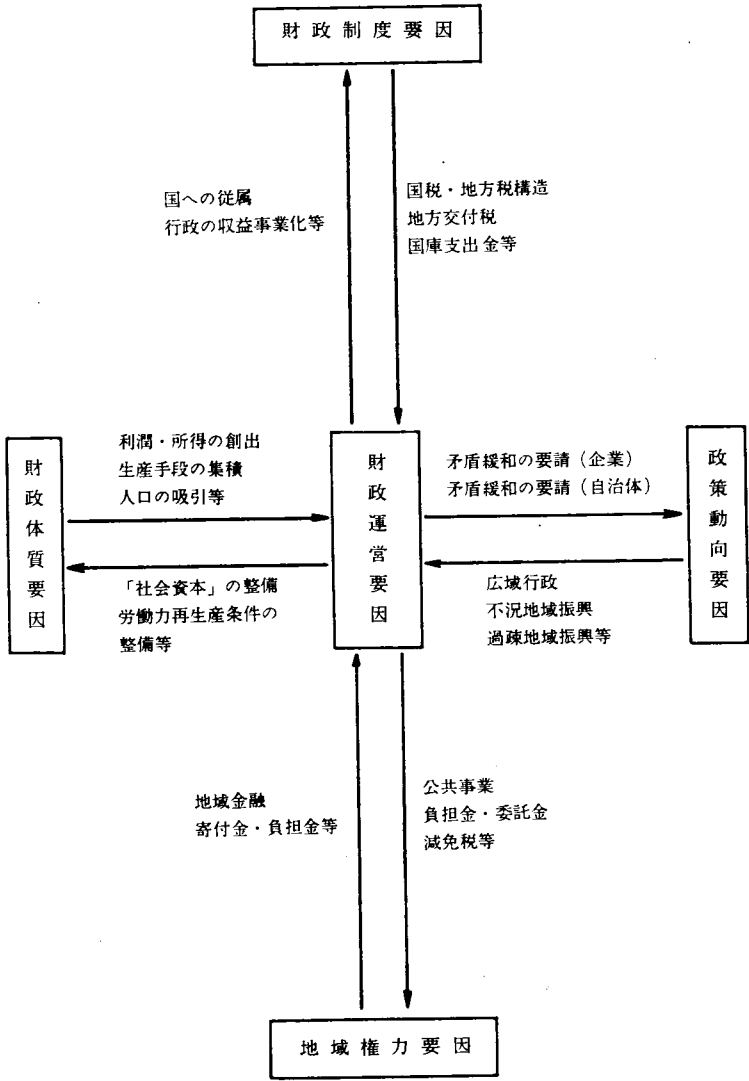
右のような諸業績に学びながらへ大企業と地方財政の分析の方法を考えたい。大企業の立地により一時的にせよ自治体は多大の税収を得て富裕団体化する。(企業誘致のすすめ方如何ではそれすら画餅に帰する場合のあることは上述の岡山県常盤村に見られるとおりである。)だがそれはへ企業城下町財政体質がビルト・インされたことを意味するものにはかならず、資本の蓄積速度への依存(償却資産の減耗を埋め合わせるだけの設備投資を要請する必然性が、固定資産税収確保の面から生じる)、あるいは歳入が営業利益の拡大・縮小に余りに弾力的に反応することによる収入の不安定性の増大といった、独特の歳入構造が形成されることになる。そればかりではない。企業の設備や利益と自治体収入の間には、国と地方ないし地方相互間の税・財源配分および国税制度上の要因が介在する。分割法人の住民税の帰属問題や(広義の)租税特別措置の地方税への影響などがそれである。また経費面では、大企業立地に由来する特殊な財政需要の発生、パターンがあり、同時に行政と企業との共生に癒着関係から生ずる個別的な事情も往々にして経費構造を規定する。

これらの問題認識から具体的にどのような分析手法を工夫するかは対象となる地域・自治体の性格いかに依ることであって、上述の諸研究も力点の置きどころは多様である。しかし一般的な枠組みとして、次のような五つの規定要因に分けて現実を分析していくことが可能でありまた有効なのではあるまいか。

(1) 財政体質要因 大企業立地という特異な産業に雇用構造から生ずる固有な歳入・歳出の問題。

(2) 財政制度要因 企業城下町化現象の下での独特な地域問題に需要構造と、全国一律の制度としてある税財政制度との特殊なかかわりの問題。

第1図 産業都市財政分析の枠組み



「巨大企業」「合理化」と地方財政

(3) 政策動向要因 国や府県の産業政策・地域政策・広域行政等の展開が当該地域の財政にどのように作用しているかという問題。

(4) 地域権力要因 企業と自治体とのもたれ合いの中から生じうるある種の政治権力構造が財政に及ぼす作用の問題。

(5) 財政運営要因 以上の四要因に条件づけられたなかで、自治体財政運営が特殊に背負わされる課題およびその現状。

これを図式化すれば第1図のようになる。第一の△財政体質要因▽は企業都市財政分析のいわば定石であるが、これだけで分析が一件落着すると考えることは避けねばならない。第二の△財政制度要因▽は、古くはシャウブ税制の問題から始まり、最近では東京都財政の分析で飛躍的な研究の前進を見た。第三の△政策動向要因▽は国家の様々な地域政策が登場している現在重要であるが、企業都市についてはまだ目ぼしい研究実績は見られないようである。第四の△地域権力要因▽はデスク・ワークでは到底解明できない最も調査の困難な領域だ。上述の諸研究の中では(2)の内藤正氏のもがこの点の分析に傾いている。最後に分析せんたいの方向が第五の△財政運営要因▽に集約されることになる。これらの諸要因をひとまず別個に分析し、次いでその相互関連を明らかにすることにより、△現状打開の糸口がどの方向に存在するか▽が初めて見出されるであろう。

本稿は釜石市について、主に第一・第二要因への接近を試みるものである。第三要因に関しては別稿(本誌次号)を用意する。

二、釜石市財政における△危機▽の発現形態(△概観▽)

財政危機とは、その地域に発生している地域問題に自治体財政が自律的対応力を失い、次第に財政自治権^①を喪失していく事態をいう。財政収支の悪化はその重要な一契機をなすものである。

第1表 岩手県下各市の財政指標 (昭和53年)

	盛岡	宮古	大船渡	水沢	花巻	北上	久慈	遠野	一関	陸前高田	釜石	江刺	二戸
経常収支比率	67.7	82.0	84.7	82.9	71.0	81.1	84.0	81.4	73.5	78.9	81.3	84.7	84.4
財政力指数	0.69	0.44	0.43	0.49	0.45	0.50	0.27	0.23	0.47	0.23	0.59	0.23	0.27

(出所) 自治省財政局編「市町村別財政状況調」(昭和53年度)

ところで、釜石市財政は危機の段階にあるだろうか。第1表は岩手県下一三市の経常収支比率と財政力指数(一九七八年度)であるが、釜石市の経常収支比率はとりたてて高いわけではなくすなわち財政の硬直度が特にすすんでいるわけではなく、また財政力指数は盛岡市に次いで大きい。ここ一〇年の決算を見ても実質収支で赤字を記録したことがない。こうしたことから、岩手県当局に釜石市財政の現状に対する危機認識のないのは当然といえよう。だが釜石市自身は年々危機意識を深めている。

過去八年間の収支の状況を第2表に見よう。実質収支は一貫して黒字だが、単年度収支はほぼ隔年で赤字を記録しており、その都度積立金をとりくずすことによって実質収支に赤字が表面化するのを防いでいることがわかる。第3表は地方債現在高である。起債残高比率(市債現在高を

第2表 収支の状況

(単位:千円)

	昭和47年度	同 48	同 49	同 50	同 51	同 52	同 53	同 54
歳入総額	4,062,531	5,354,259	6,223,348	6,696,067	7,710,403	9,737,626	12,896,852	12,909,303
歳入歳出差引	4,022,704	5,277,204	6,167,068	6,607,782	7,636,968	9,619,704	12,728,922	12,802,683
翌年度繰越すべき財源	39,827	77,055	56,280	88,285	73,435	117,922	167,960	106,620
実質年度収支	39,827	12,953	16,623	0	0	0	35,600	27,211
単年度積立金	1,761	64,102	39,657	88,285	73,435	117,922	132,360	79,409
繰上り積立金	43,966	24,275	△ 24,445	48,628	△ 14,850	44,487	14,438	△ 52,951
繰上り積立金の増減	0	119,564	134,303	0	110,000	141,000	0	279,126
繰上り積立金の減額	0	0	0	0	0	0	115,140	92,800
繰上り積立金の増減	0	0	0	0	0	0	210,600	0
繰上り積立金の増減	42,205	143,839	109,858	△ 83,372	95,150	185,487	△ 81,022	318,975

(出所) 釜石市歳入歳出決算書

第3表 市債現在高

(単位千円)

	昭和47年度	同 48	同 49	同 50	同 51	同 52	同 53	同 54
政府資金	1,333,075	1,565,644	1,689,504	2,090,260	2,294,488	3,039,155	4,844,880	6,119,967
その他資金	544,263	738,056	771,877	813,020	1,421,852	1,865,287	2,368,232	2,756,688
合計	1,877,338	2,303,700	2,461,381	2,903,280	3,716,340	4,904,442	7,213,112	8,876,655
起債残高比率	94.5%	91.3	79.6	82.6	99.8	116.0	148.6	164.3

(出所) 釜石市財政課

標準財政規模で除したもの)は近年急上昇しており、公債費比率(第4表)は一〇パーセントを超えて「要注意団体」の域にある。財政調整基金も払底しつつあり、積立金を使った収支のやりくりは限界に達しようとしている。明らかに、早

第4表 公債費比率

昭和47年度	7.3%
同 48	8.3
同 49	8.9
同 50	9.1
同 51	9.5
同 52	10.8
同 53	9.8
同 54	10.6

(出所) 釜石市財政課

晩赤字の表面化の避けられない趨勢だ。

このような事態は釜石市に固有の「地域問題」に由来している。釜石市の「地域問題」——ひとくちに言えばそれは特異な「過疎問題」である。人口統計を見よう(第5表)。一九八〇年国勢調査によれば市の人口は五年前より三、七三一人減少している。(釜石製鉄所は十月一日

の国勢調査に際して長期出張者と呼び戻すなどして人為的に市人口を膨張させたといわれる。だとすれば実際の人口減少はもっと大きかったわけである。「過疎地域振興特別措置法」の規定による過疎市町村の要件は、第一に一九六〇年から七五年までの人口減少率二〇%以上、第二に財政力指数(一九七六〜七八年平均)〇・三七以下、である。釜石市人口は一九六〇年か

第5表 人口の推移

昭和35年国勢調査	89,092人	—
同 40年国勢調査	82,104人	- 7.8%
同 45年国勢調査	72,923人	-11.2%
同 50年国勢調査	68,981人	- 5.4%
同 55年国勢調査	65,250人	- 5.4%

右欄は減少率

第6表 歳入構成の比較

	地方税	地方 交付税	国庫 支出金	県支出金	地方債	その他
昭和40年度	53.3%	0.5%	14.6%	10.1%	6.1%	15.4%
同 53年度	24.2	15.0	18.8	5.8	20.8	15.4

(出所) 自治省財政局「都市別決算状況調(昭和40年度)」および釜石市財政課

ら七五年までに実に二二・六%減っているから、人口に関するかぎり釜石市は一人前の過疎地なのである。ただし釜石の過疎問題は、言うまでもなく農山村の場合とは著しく異なる特異な過疎問題である。この点については後述する。

釜石市は昭和四〇年(一九六五)当時、財政逼迫が続き(昭和三六年度から四三年度まで——地方交付税「不交付団体」であったにもかかわらず——実質収支は赤字である)、昭和四二・四三年に「地方財政再建促進特別措置法」の準用団体となった。その昭和四〇年時点の歳入構成を、昭和五三(一九七八)年と比較してみよう(第6表)。昭和四〇年に市は実質収支で二億五、六〇〇万余円の赤字を計上しているにもかかわらず依然として財政力指数一・二七の「富裕団体」であり、歳入構造は今日よりも明らかに良かった。このことを裏返していえば、当時は経費の膨張がただちに収支の悪化に結びついたので反し、今日ではそれがなかなか表面化しないということである。いわば矛盾噴出型の財政構造から矛盾隠蔽型の財政構造に移ってきたわけだ。

釜石市は戦前からの古い城下町である。したがって釜石の財政問題は、公共資金を動員して基盤整備を行い将来の税収を当てこんだのが見込み外れとなり、逆に現代的貧困の発生に伴う経費膨張に直面して財政が危機に陥るといふ、高度成長期の地域開発の産物としての産業都市財政問題とは、明らかに異なる。人口の急増による行政需要膨張への対応に追われる大都市圏自治体の財政問題とももちろん全く性格を異にする。もしこの地に製鉄所が存在しなかったら、釜石は漁業を中心とした僻遠の一大群落にすぎなかったであろう。いま釜石を津波のように襲っている事

態は、この地をこのような僻遠の一大群落Vに様変わりさせようとするかのように進行している、地すべりの過疎化現象なのである。

三、新日鉄と釜石市財政（A財政体質要因V）

新日本製鉄は釜石市における地域独占資本である。「地域独占」とは、間接的労働手段の利用を独占することによって一種の特別利潤を取得することを意味する。④戦後の高度成長の大きな特徴は、周知のとおり公共団体が港湾の建設、土地（とくに臨海埋立地）の造成、住宅・道路の建設、工業用水道の敷設等、社会的一般労働手段ないし社会的共同消費手段の供給を行い、これを独占資本が私的に専有する形で地域開発が展開されたことである。しかし釜石製鉄所は、それらいわゆる社会資本を自ら建設し、私的に所有している。原材料および製品の輸送は専用埠頭と構内鉄道を用いて自前で行い、用水は地下水を自ら汲み上げる。また近年持家政策に転じたとはいえ依然として広大な住宅を有している。サッカー・ラグビー場も製鉄所の土地である。したがって釜石製鉄所が市の財政に直接的に依存する関係は、乏しいと言わねばならないように見える。

しかしながら、「産業基盤」とはいったい何であろうか。いわゆる社会資本は、いわばA物的産業基盤Vと云ってよいであろうが、それだけでそもそも経営が成り立つわけのものではない。第二にA人的産業基盤Vすなわち良質でかつ従順な労働力がなければならぬし、第三にA営業基盤V——釜石の場合でいえば広範な関連下請企業群の存在が、地域独占資本の経営を支えている。そのような視点から見た場合には、製鉄所に直接・間接にかかわる労働力の再生産（教育・福祉・保健衛生等）、また関連下請企業群の経営基盤の創出・維持の面で、市財政の果たす役割は言うまでもなくきわめて大きいと言わなければならない。

第7表 固定資産税額調 (昭和55年度)

(単位千円)

	土地	家屋	償却資産	固定資産税計 合
釜石製鉄所A	227,179	78,723	357,863	663,765
市合計B	472,096	480,168	489,435	1,511,981
A/B×100	48.1	16.4	73.1	43.9

(出所) 釜石市税務課資料より。(市の合計額には交付金を含む)

今日の局面においては、問題は製鉄所の「合理化」が地域に与えるさまざまな衝撃と市財政とのかわりにある。それは租税収入面に端的にあらわれるものではあるが、じつは経費面への影響の方がむしろ重要な意味をもっているのではないか。すなわち製鉄所が営業規模を縮小することが人々の産業基盤 \vee と \wedge 営業基盤 \vee の切り捨てに直結し、しかも製鉄所が自ら所有する \wedge 物的産業基盤 \vee を手離すことなしにそれを断行することから、市の行財政は一方で「合理化」のあと始末を強いられながら、他方では状況打開の隘路にぶつかることになるのである。ここで最も重要な \wedge 物的産業基盤 \vee は、ほかならぬ土地である。釜石は平坦部のきわめて乏しい土地柄であるが、その主要な部分を製鉄所が占めている。固定資産税統計を見ると、土地にかかる固定資産税のじつに四八・一%を製鉄所が負担している(第7表)。製鉄所の \wedge 空間独占 \vee がいかに著しいものであるかがわかる。このような空間独占が、釜石に \wedge 一点頂上型 \vee の地域社会経済構造を現出させた一つの物質的基礎であることは間違いない。製鉄所は人員削減や持家政策への転換による社宅の縮小から相当の空闲地を作り出しているが、これを手離そうとしない。かくて土地の狭隘な釜石に広大な運動場がいくつも存在するという奇妙な風景が展開するのである。『第二次釜石市市勢発展計画』によれば市人口減少の原因は「新しい就労の場が作られないため、若手労働者が定着せず、更に既存企業の合理化による雇用力の低下が続き、本市に集積された高度の技術を有する勤勉な中高年齢層が他圏域へ移住を余儀なくされた」(2ページ)ことである。「新しい就労の場が作られない」ことの一大原因が、製鉄所の空間独占による土地不足 \parallel 高水準地価にあることは市当局の指摘するところである。

物的産業基盤を抱えこんだままではなされる人的産業基盤と営業基盤の切り捨ては、市財政の支出面に巨大な影響を及ぼしている。大量の市債発行による公共施設の建設は、直接間接に釜石市のへ地盤沈下への対応策の性格をもっているからである。「合理化」が、物的産業基盤——なかんづく土地——の漸次的明け渡しを伴うような形態でなされぬことが、市財政逼迫の一原因をなしているといえるだろう。

市財政と製鉄所との経費面での関係は数量的には把握しにくい。が、ともあれ今日の釜石製鉄所は、へ財政依存体質をもちとてより、むしろへ財政危機打開阻害体質をもちと言った方が適当である。

第8表 市税の構成 (%)

(カッコ内は前年度伸び率)

	昭和47年	48	49	50	51	52	53	54
市民税(個人分)	27.3	23.7(4.4)	27.1(38.2)	29.8(20.1)	32.0(22.6)	28.9(13.1)	32.5(14.9)	28.9(9.9)
市民税(法人分)	8.6	15.7(120.6)	18.4(16.4)	13.3(21.3)	9.1(21.8)	14.3(97.3)	8.2(14.8)	20.5(210.9)
固定資産税	47.0	45.0(15.5)	40.4(8.1)	43.5(17.7)	44.6(22.3)	43.9(23.2)	44.5(3.5)	38.1(5.6)
軽自動車税	1.1	0.9(2.4)	0.7(25.4)	0.6(24.0)	0.7(19.2)	0.5(26.3)	0.5(20.8)	0.4(6.2)
たばこ消費税	8.8	7.9(7.3)	6.9(6.8)	7.1(11.7)	5.8(26.7)	7.0(51.5)	6.9(0.5)	5.7(1.5)
電気税・ガス税	4.1	3.6(5.3)	3.5(17.5)	2.8(22.9)	3.3(36.9)	3.0(12.5)	3.1(4.3)	2.7(8.2)
鉱産税	1.1	0.9(0.9)	0.7(29.2)	0.7(21.4)	0.6(2.3)	0.6(21.6)	0.6(23.4)	0.4(14.8)
木材引取税	0.1	0.2(44.3)	0.3(83.4)	0.1(248.4)	0.1(16.0)	0.1(11.2)	0.1(232.1)	0.1(68.1)
特別土地保有税		0.1	0.2(369.1)	0.2(23.9)	0.1(240.2)	0.1(40.2)	0.1(235.9)	0.0(252.8)
法定外普通税	0	0	0	0	0	0	0	0
目的税(入湯税)	0.0	0.0(△7.3)	0.0(25.5)	0.0(80.1)	0.0(18.7)	0.0(0.0)	0.0(18.3)	0.0(0.7)
同(都市計画税)	1.8	2.1(44.1)	1.8(3.2)	1.7(3.7)	1.7(14.7)	1.6(13.1)	3.5(130.2)	3.2(10.0)
合 計	100.0	100.0(20.7)	100.0(20.8)	100.0(9.0)	100.0(14.5)	100.0(25.2)	100.0(2.0)	100.0(23.6)

第10表 新日鉄事業所別従業員数
(昭和54年3月31日現在)

	従業員数	百分比
本社(営業所等)	5,431	7.9%
八幡製鉄所	18,434	26.9
室蘭製鉄所	6,060	8.8
釜石製鉄所	3,604	5.3
広畑製鉄所	8,630	12.6
光製鉄所	3,035	4.4
名古屋製鉄所	8,328	12.1
堺製鉄所	3,353	4.9
君津製鉄所	7,498	10.9
大分製鉄所	3,642	5.3
東京製造所	528	0.8
中国協力本部	80	0.1
計	68,623	100.0

(出所) シリーズ・日本の企業
「新日本製鉄」(蒼洋社, 1978)

ところで法人市民税(法人税割)は、複数事業所を多地域に有するいわゆる分割法人の場合には各事業所の従業員数を基準にして分割賦課される。そこで新日本製鉄各事業所の従業員数を見よう(第10表)。見られるとおり釜石製鉄所は全社の約二〇分の一の従業員を擁するにすぎない。新日本製鉄のなかでの釜石製鉄所の地位の低下にともなって市税収入も減少しているわけである。もっとも、釜石製

さて次に収入面を見よう。収入面では市財政が釜鉄依存体質をもっていることは歴然としている。第8表は地方税の状況を見たものである。昭和五〇・五一および五三年に市税(法人分)の大幅な減少が見られるが、これは言うまでもなく製鉄所の納税額が極端に減少したからである(第9表参照)。市民税は前年所得課税であるから、市は減少をあらかじめ計算することができる。さきの第2表に見られる市当局のやりくり上手はこうした財政体質の結果である。いわば新日鉄の営業利益が市の財政運営のたづなを握っているわけである。

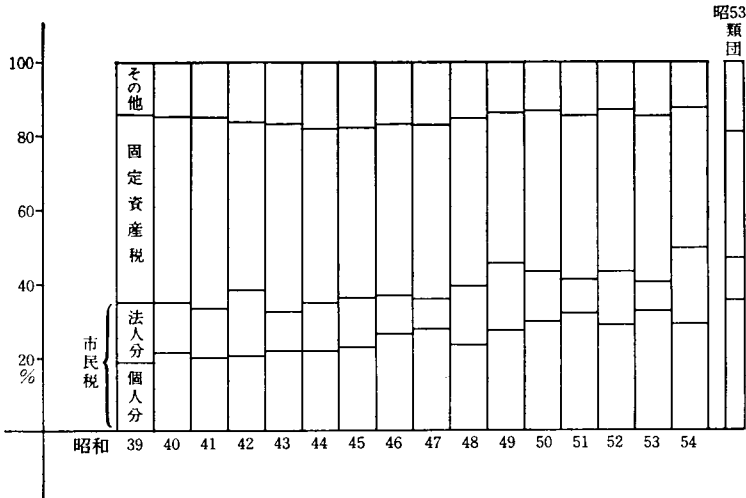
第9表 製鉄所の法人市民税(均等割含む)額の変動

(単位千円)

	昭和47年	同 48	同 49	同 50	同 51	同 52	同 53	同 54
釜石製鉄所(法)A	35,714	134,710	176,086	93,380	23,247	176,158	2,991	456,404
市民税総額B	482,770	638,199	890,094	919,692	1,001,830	1,319,857	1,268,755	1,905,276
A/B × 100	7.4	21.1	19.8	10.2	2.3	13.3	0.2	24.0

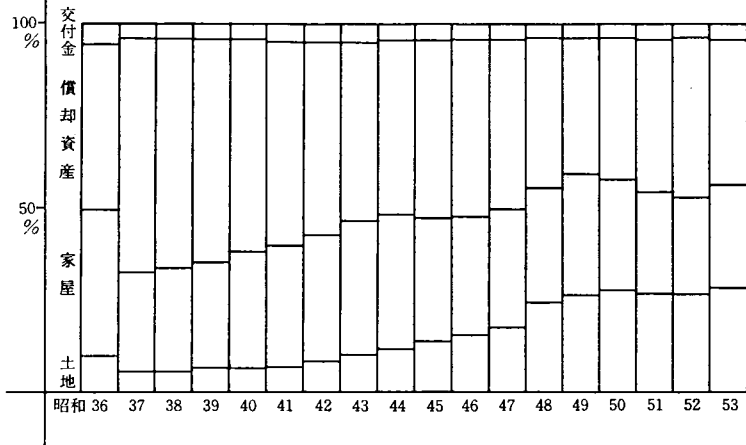
(出所) 釜石市財政課・税務課資料より

第2図 市税構成の推移



「巨大企業「合理化」と地方財政」

第3図 固定資産税構成の推移



鉄所が一事業所として営業利益をあげていなくても新日鉄全体として利益が計上されておれば市税（法人税割）収入が確保されるといふ意味では、今日ではむしろ市財政にとって新日鉄が分割法人であることは有利に作用しているかもしれない

第11表 償却資産税額の推移

(単位千円)

	昭和45年	同 46	同 47	同 48	同 49
釜石製鉄所分 A	186,574 (100)	217,192 (116.4)	223,303 (119.7)	225,533 (120.9)	212,198 (113.7)
市 合 計 B	243,824 (100)	278,206 (114.1)	291,305 (119.5)	297,893 (122.2)	289,023 (118.5)
A/B×100	76.5	78.1	76.7	75.7	73.4

同 50	同 51	同 52	同 53	同 54	同 55
258,789 (138.7)	360,252 (193.1)	446,478 (239.3)	415,691 (222.8)	388,582 (208.3)	357,863 (191.8)
353,523 (145.0)	472,972 (194.0)	579,582 (237.7)	546,958 (224.3)	535,413 (219.6)	489,435 (200.7)
73.2	76.2	77.0	76.0	72.6	73.1

(出所) 釜石市税務課資料より

い。

いわゆる企業城下町財政の特徴は税収に占める固定資産税の大きさにある。そこで釜石市の市税構成の推移を見よう(第2図)。類似団体と比較してなるほど釜石市の固定資産税は大きな割合を占めているが、しかしその比重は漸減している。さらに固定資産税の内部構成を見れば第3図のような推移を示す。すなわち償却資産税の減少が顕著である。(土地にかかる固定資産税の上昇は宅地の評価額が評価替え毎に大きく増大していることが原因である。)そこで釜石製鉄所の償却資産税の推移を併せて見ると(第11表)、製鉄所の比重は依然として圧倒的であるが、伸び率は市合計のそれを下回っている。償却資産の減価を償うに足る設備投資の行われていないことが市税収入の伸び悩みをもたらしているのである。

最後に、現在進行している「合理化」の影響であるが、釜石市当局の資料によれば釜石鉱山および釜石製鉄所の「合理化」による市税減収予想値は第12表のとおりである。年平均一億円弱の直接的な減収が生じると見られている。間接的な波及効果まで含めれば数字はもっと大きくなるだろう。ここでは固定資産税の減収が見込まれていないが、釜石市税務課の資料によって「高炉等が生産調整等なんらかの理由に

第12表 新日鉄・日鉄鉱業・関連下請会社の人員削減・閉山に伴う市税減収
見込額 (単位千円)

会社 税目 年度	新日鉄 日 鉄 鉱 業 所						下請会社	合 計
	市民税 (特)	市民税 (特)	市民税 (法)	電気税	鉱産税	計	市民税 (特)	
54	790			2,800	9,212	12,012		12,802
55	36,520	11,252	5,000	2,800	9,212	28,264	12,202	76,986
56	39,150	15,754	5,000	2,800	9,212	32,766	12,986	84,902
57	41,400	16,542	5,000	5,550	17,268	44,360	13,649	99,409
58	43,200	31,806	(5,000)	5,800	18,000	60,606	15,686	119,492
59	45,450	38,449	(5,000)	(5,800)	(18,000)	67,249	17,075	129,774
計	206,510	113,803	25,000	25,550	80,904	245,257	71,598	523,365

「巨大企業「合理化」と地方財政」

(出所) 釜石市税務課 日鉄鉱業所の数字にカッコがつけられているのは合理化後の別会社「釜石鉱業所」が3年の期限を付せられているからである。なお、(特)は特別徴収分、(法)は法人税割。

第13表 休止設備に対する固定資産評価上の取扱い

北九州市	休止期間により減額補正している。 12月以上18月未満の休止 10%の減額 18月以上24月未満の休止 20%の減額 24月以上の休止 30%の減額
姫路市	北九州市と同様。 (昭和53年9月から圧延工場が休止)
室蘭市	昭和52年に2基休止し他に転用する見込みもないので用途廃止の認定により評価除外。
君津市	4号炉は廃止同様の状態であるが通産局に対し用途廃止の申請をしていないので、取得価額の5% (残存価額) 最終価額で評価している。
釜石市	大形工場 昭和53年3月26日休止。評価は変更なし。 帳簿価額 1,240,000,000円 税 額 17,360,000円

(出所) 釜石市税務課資料より

一一八

請がな
廃止の申
り、用途
止」であ
まで「休
場はあく
の大形工
石製鉄所
ある。釜
とおりで
表に示す
れば第13
い」を見
上の取扱
合の評価
ている場
を休止し
より稼働

れていないので減収はない。しかし言うまでもなく、償却資産は現状維持の状態でも減価していく。固定資産税依存の財政体質があるかぎり、 \wedge 収入の現状維持 \vee のためには \wedge 設備の現状維持 \vee では足りないのである。因みに、法人市民税（法人税割）は制限税率いっぱい賦課されているが固定資産税は標準税率（ 100 分の 1.4 ）によっており、理論的には超過課税が可能である。⁴

四、税財政制度と釜石市（ \wedge 財政制度要因 \vee ）

釜石市と税財政制度とのかかわりは二つの観点から見ることができる。一つは租税（地方税）制度の観点であり、他の一つは租税以外の財政制度の観点である。

いま釜石市で生じているのは高度成長期の典型的な地域開発にみられた現象とちよūd反対に、立地していた企業が（少くとも部分的に）撤退しかける段階で、その被害を最小限に食い止めるために、公共資金の動員を迫られているのである。そのような関係において事態をとらえるならば、前者の地域開発が公共投資の成果を私的に占有する「地域独占」の実現であるのと相似て、経営の縮小に伴う「社会的費用」を公共資金に転嫁する後者の場合は、いわば \wedge 社会的費用の利潤化 \vee を行っていることになる。ところで釜石市がいま被っている社会的費用は前述のように特異な過疎現象としてあらわれているから、いわば \wedge 過疎対策費 \vee が必要になっているわけだ。問題はつまりこの過疎対策費の「原因者負担」がなされないところにある。少くとも税制度の上では、この過疎をひき起した原因者はそのこと自体によってむしろ税負担を低減させることができている。

もつとも、税制上でこの社会的費用を原因者に負担させることは部分的に可能でないこともない。それは自治体の課税

自主権を行使して不均一超過課税を行うことである。超過課税による増収は地方交付税算定の際に基準財政収入額に算入されないから、自由財源になる。仮りに釜石製鉄所の固定資産税率を現行の一〇〇分の一・四から制限税率の一〇〇分の一・一に、すなわち一・五倍に引き上げれば、昭和五年の場合約三億三〇〇〇万円の増収になる勘定である。

〔昭和〕四九年三月、東京都が法人事業税の不均一超過課税を決定すると、横浜市も同年七月に法人市民税の不均一超過課税を決定した。さらに、その後この超過課税は大都市自治体を中心に急速に波及していき、五三年度には、法人住民税では、都道府県で四団体、大都市地域を中心にして市町村で一五二団体、法人事業税でも五都道府県が実施するに至った。しかしながら「事業用固定資産税の超過課税は、中小企業の税負担増加の影響をしゃ断することは技術的に困難だという理由から」実施が断念された。^⑤

固定資産税の不均一超過課税については昭和五一年五月自治省が異例の通達を出して「最近固定資産税の課税に当たって一般的に超過税率を採用するとともに他方において一定の固定資産について従前の税率に据え置く等の不均一な課税方法を検討している向きがあるようであるが……例えば単に法人と個人というような固定資産の所有者の区分、課税標準額の大小、固定資産の種類別又は用途の別等によって税負担に差を設けるような措置をとることは……法の予定するところではないので行うべきでない」と強く否定する意思を表明している。この件に関して北野弘久氏は次のような見解を示している。「憲法理論上、大企業の事業用資産は資本的財産であつて担税力が強い。また不動産業者が棚卸資産として所有する土地等は投機的財産であつて担税力が強い。これに対し中小企業の事業用資産、農家の農業用資産、庶民の居住用資産等は生存権的財産であつて担税力が弱い。それゆゑ、資本的財産や投機的財産に対しては重課（超過課税）し（大企業の資産といつても従業員の家宅や寮等の庶民の生存に使用されている部分は超過課税の対象から排除されるべきである。要するにその所有の実態を検討し担税力のある所有関係に対し重課することとする）、生存権的財産に対しては軽課する（その方法として、たとえば地方税法六条二項により税額控除を行う）というかたちで不均一課税を行うことは現行法のもとでも適法であるし、むしろ望まれるところである。」^⑥

租税制度の面でさらに問題になるのは周知の租税特別措置である。広義の租税特別措置の適用される所得を新日鉄につ

第14表 新日鉄における租税特別措置適用所得

(単位百万円)

	項 目	昭和55年3月期決算	昭和56年3月期決算
法人税法 適用所得	貸倒引当金	4,979	10,704
	退職手当引当金	129,143	154,709
	特別修繕引当金	83,513	113,553
	受取配当の益金不算入額	7,639	8,042
租税特別措置 適用所得	価格変動準備金	18,408	19,054
	投資損失準備金	5,012	4,533
	公害防止準備金	16,854	15,818
	特別償却引当金	68,667	53,272
合 計		339,194	379,685

(出所) 有価証券報告書

いて第14表に示した。三千数百億円にのぼる所得につき法人税が減免されている。本来課税対象とされるべきであるにもかかわらず損金に算入されている法人事業税(昭和五五年度で二七九億円)をこれに加えてもよい。法人住民税(法人税割)の課税標準はもちろん法人税額であるから、法人税上の特別措置はただちに地方税収に波及する。また法人税の減免は地方交付税(所得税・法人税・酒税の一定割合が充てられる)の減少となることは言うまでもない。新日鉄の場合に租税特別措置が釜石市財政にどの程度の影響をもたらしているかについては、いま試算する余裕がないが、巨大法人に依存する地域の財政においてその影響が相対的に大きくなることは間違いない。

だがいずれにしても、現行租税制度に拠ってはいは、釜石におけるごとき社会的費用を原因者に負担させることのできる範囲は限られている。いかえれば新日鉄と釜石市とのかかわりにおいていわゆる「外部不経済の内部化」を図るためには、何らかの税外負担を考えねばならぬということである。

さて次に地方税以外の財政収入を見よう。釜石市の地方交付税はやや少いように思われる(昭和五三年度で歳入総額に占める交付税の割合は釜石市一五・〇%、類似団体一八・四%である)——この年市税の大幅な

第15表 補正による基準財政需要増加額
昭和53年度（単位千円）

補正の種類	増加額
人口急増補正 I	0
同 II	0
数値急減補正	157,511
投資補正	120,393
事業費補正	134,908
寒冷補正	66,026
密度補正	76,820
態容補正 II	26,014
遠隔地補正	0
合併補正	0

（出所）釜石市分地方交付税算定台帳

すれば、普通交付税算式をもってしては把握されない需要については特別交付税の交付対象となるべきである。現に「特定不況地域振興対策」においてそのような措置がとられている。しかし特別交付税の配分基準は全く自治省の密室の裁量の範囲内にあるし、また特定事業のための起債の元利償還費として特別交付税が措置される場合には一般財源が事実上特定財源化するという問題を含む。（こうした問題については地方債ともからめて次稿で述べる予定である。）

最後に補助金である。釜石製鉄所の「合理化」に伴う新たな行政需要の発生——言うまでもないがそれは離職者対策等の直接・緊急なものにとどまらず釜石のへ過疎化Vに歯止めをかけるためのあらゆる行政需要を含む——に、国および県の支出金がいかなる対応を見ているか、これも詳細な検討は今後に譲らなければならない。とりあえず超過負担の状況を示せば第16表のとおりである。しかしここに挙げられた事業はとりたててへ過疎対策Vの性格をもつものとは言えないだろう。

減収が見込まれたにもかかわらず——。交付税算定のベースとなる国勢調査人口の減少に伴って、釜石市の普通交付税は五年毎に減額の憂き目をみる恐れに直面する。第15表で補正の状況を見れば、投資補正や事業費補正の比較的少いのを数値急減補正で償っている恰好である。釜石市の財政構造と交付税との連関については——東京都新財源構想研究会の手法を参考にしつつ——詳細に検討する必要があるが、さしあたり仮説的に言えることは、都市が急速に過疎化するという現象に伴う特殊な財政需要の発生パターンを、現行の交付税算式は把握することが出来ないのではないかということである。もしそうだと

第16表 釜石市超過負担の状況（昭和53年度）

（単位千円）

事業名	実施事業費	国庫補助基本額	超過負担額			計	超過負担率
			単価差	数量差	対象差		
洞泉公営住宅	29,530	27,186	2,166	178	0	2,344	8.6%
大只越既設公営住宅	81,620	79,722	0	0	1,898	1,898	2.3
白浜小学校校舎	146,667	137,034	67	0	9,566	9,633	7.0
八雲小学校校舎	192,619	176,203	348	0	16,068	16,416	9.3
鵜住居幼稚園	62,699	58,504	18	1,410	2,767	4,195	7.2
釜石小学校プール	27,803	21,974	4,064	37	1,728	5,829	26.5
国民年金経費(拠出年金)	32,628	23,163	9,465	0	0	9,465	40.9
同(福祉年金)	4,486	2,341	2,145	0	0	2,145	91.6
農業委員会費(委員手当)	3,590	592	2,998	0	0	2,998	506.4
同(職員費)	22,220	2,680	1,023	18,517	0	19,540	729.1
同(業務費)	2,350	111	281	1,958	0	2,239	2,017.1
合計	606,212	529,510	22,575	22,100	32,027	76,702	14.5

（出所）釜石市財政課資料より

— 巨大企業「合理化」と地方財政 —

- ① 東京大学出版会刊。財政分析担当執筆者は遠藤湘吉・高橋誠・吉岡健次の三氏。
- ② 東京大学出版会刊。地方財政担当執筆者は内藤正中氏。
- ③ 東北社会学会研究会『社会学研究』一七号。研究代表者は新明正道氏。財政部分の執筆者は田野崎昭夫・吉田裕の両氏。
- ④ 東京大学出版会刊。行財政分析は第七章に含まれている。第七章担当執筆者は神谷力・河村望・後藤和夫の三氏。
- ⑤ 七回にわたる報告を一冊にまとめたものが新地書房刊（一九七九年）の本書（山本正雄編）である。
- ⑥ 筑摩書房刊。第四章「堺・泉北臨海工業地帯造成と税財政」。執筆者は遠藤宏一氏。
- ⑦ 筑摩書房刊。第二章「チツと地域社会」のうち「三、チツと水俣市行財政」。執筆者は舟場正富氏。
- ⑧ 中央大学文学部社会学研究室刊。財政にかかわる部分は湧田英明氏（経済過程）と川崎嘉元氏（政治過程）の執筆である。
- ⑨ 第二年度報告書のⅢ「都市化・都市問題と財政の構造・機能——豊田市の公共投資動向と公共施設状況の推移を中心に——」。執筆者は遠藤宏一氏。
- ⑩ 東京大学出版会刊。財政分析担当執筆者は渡辺栄氏。

⑪ 財政自治は△団体自治的財政自治▽と△住民自治的財政自治▽とから構成される概念である。前者は税源配分の状況や補助・起債事業への統制、あるいは△一般財源の特定財源化現象▽などにかかわるものであり、後者は予算制度や財政運営上の住民参加等にかかわる。その場合、団体自治的財政自治の後退——陳情政治の強要や国家的地域政策への依存の強制となつてあらわれる——を、住民自治的財政自治の発揚によつて大きくカバーすることは、可能であると考えるべきである。

⑫ 宮本憲一『社会資本論（改訂版）』有斐閣、一九七六年参照。

⑬ 製鉄所専用埠頭の棧橋延長に伴う浚渫（県が七億円を支出）、あるいは同じく棧橋延長によつて生じた反射波への対策（県が一億八〇〇〇万円を負担——この反射波により回来船が減少したとも言われている）など、個別的には製鉄所と経費との関連を見る事例がいくつかある。別の機会に詳しく見たい。

⑭ ただし固定資産税の超過課税は中小零細企業の税負担増をもたらす。不均一課税も考えられるが実現は困難である。（次節参照）。

⑮ 山本正雄編『都市財政改革の構想』（前掲）二六五・二七五ページ。

⑯ 北野弘久『新財政法学・自治体財政権』（勁草書房、一九七七年）三二七ページ。

⑰ 電気・ガス税の非課税措置については略す。

⑱ なかでも釜石市の場合、地域経済の支柱をなす事業所が大規模な「合理化」をしても、事業所間配転等いわゆる「生首は斬らない」方法でそれが行われているため、人口は急速に減少するが失業者は余り発生しないという特徴がある。この点については入政策動向要因Ⅴを扱う次稿で再び触れる。

（資料収集にあたって釜石市財政課および税務課に大変お世話になった。厚く御礼を申し上げたい。）